

令和8年度徳島県（企業局）職員 選考採用試験実施要項

徳島県企業局では、発電施設等の管理運営における高度な専門人材を確保するため、選考による職員採用を実施します。

【募集期間】 随時募集

【試験日程】 年3回予定（7月、10月、2月）

（※ただし定員に達した場合実施しない可能性あり）

【採用予定】 令和9年4月1日（原則）

1 募集職種、採用予定人員

| 募集職種 | 採用予定人数 | 主な職務の内容 |
|----------|--------|---|
| 電気（施設管理） | 2名 | 徳島県企業局の水力・太陽光発電施設や工業用水道施設等の運転監視、巡視点検業務のほか、電気工作物の工事、維持、運用に関する業務に従事します。 |

2 受験資格

（1）年齢

昭和42年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者

（2）資格・経験等（次の①～③のいずれかに該当する者）

① 電気主任技術者資格（第1種、2種又は3種）において次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 資格を有する者又は令和9年6月30日までに取得見込みの者

イ 経済産業省の指定する認定校等において所定の科目を修めて卒業し、実務経験の修了により免状の交付を受ける見込みがある者（現在、実務経験期間中である者を含む。）

② 電気工事士（第1種又は2種）の資格を有する者、又は令和9年6月30日までに取得見込みの者

③ 高圧電気工作物の工事、維持または運用に関する実務経験（電気主任技術者の免状交付要件に準ずるもの）を3年以上有する者（令和9年4月1日までに3年に達する見込みの者を含む。）

（3）国籍に関する事項

日本国籍を有しない方も受験できます。ただし、在留資格において就職が制限されている者は採用されません。

日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画

に携わる職に就くことはできません。

(4) 欠格事項(次のいずれかに該当する者は受験できません)

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 徳島県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ④ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とする者以外)

3 選考の方法及び内容

| 試験種目 | 方法及び内容 |
|------|--|
| 書類選考 | エントリーシートにより、これまで学んだことや実務経験、県行政に対する意欲等を審査します。 |
| 論文試験 | 課題に対する理解力、論理性、文章による表現力等をみるため、論文試験を行います。 |
| 口述試験 | 主として人柄、能力、性格等をみるため、個別面接を行います。 |

※ ~~教養試験、専門試験はありません。~~

※ 書類選考の結果、論文・口述試験を実施しない場合があります。

4 選考スケジュール

本選考は随時申込を受け付けますが、以下の時期を目安に試験を実施します。

| | 申込締切 | 試験(論文・口述)実施時期 |
|-----|---------|---------------|
| 第1回 | 6月末 | 7月中下旬の1日 |
| 第2回 | 9月末 | 10月中下旬の1日 |
| 第3回 | 令和9年1月末 | 令和9年2月中下旬の1日 |

【試験日程・会場の連絡方法】

※ エントリーシート受領後、概ね1週間以内を目途に、エントリーシート記載の電話番号またはメールアドレスあて「試験日程」及び「会場」の連絡を行います。連絡がない場合は、行き違いの可能性があるので必ず事務局まで電話でご連絡ください。

5 申込方法

次の書類を「徳島県企業局 経営企画課」まで「郵送」又は「持参」により申し込んでください。

● エントリーシート(指定様式)

● 免許等の写し(取得済者のみ)

【郵送の場合】 封筒の表に「採用選考申込」と朱書きし、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」で送付してください。

【持参の場合】 午前8時30分から午後5時15分まで
(土・日・祝日・年末年始を除く)

- ※ エントリーシートは企業局ホームページからダウンロードしてください。
- ※ 提出された書類は理由のいかんを問わず返却しません。

6 合格から採用まで

- (1) 試験の合格者は人事委員会の選考を経て採用を決定します。したがって合格者は、必ずしも全員採用されるとは限りません。
- (2) 合格後、指定された期日までに受験資格における「資格・経験」の要件を満たさないことが判明した場合や申込内容に虚偽があった場合は、採用される資格を失うことがあります。
- (3) 採用は、原則として令和9年4月1日以降です。

7 給料・赴任旅費

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和27年徳島県条例第2号）等の規定により、民間企業等における職務経験年数及びその職務内容に応じ、個別に決定されます。

【例】（令和8年4月1日現在。なお、今後の給与改定の状況により、支給額が増減することがあります。）

- ① 採用時の年齢が30歳で、大学卒業後、民間企業に就職し、常勤職員（フルタイム）で8年勤務し、「主事」として採用された場合、月額260,000円（地域手当含む）程度（令和8年4月1日現在）です。
- ② 採用時の年齢が40歳で、大学卒業後、民間企業に就職し、常勤職員（フルタイム）で18年勤務し、「主任」として採用された場合、月額320,000円（地域手当含む）程度（令和8年4月1日現在）です。

※ あくまでも例であり、職務経験の内容や資格免許の取得時期、県における職務内容等により金額は異なります。また、給与決定上の「職務経験年数」は、2 受験資格（1）にいう「職務経験」の年数とは扱いが異なります。

※ 60歳に達した日後の最初の4月1日以後の給料月額は、その方に適用される給料表の職務の等級・号俸に応じた額に7割を乗じた額となります。このほか、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。また、採用等に伴い、住居の移転を行った場合は、条例等の定めに基づく赴任旅費が支給されます。

8 問い合わせ先（事務局）

〒770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地（徳島県庁8階）

徳島県企業局経営企画課総務担当

電話番号：088-621-3242

メールアドレス：keiikakuka@pref.tokushima.lg.jp